

# 東田小学校PTA保険利用規程

## 第1条(目的)

本規約は、東田小学校PTA(以下「本校PTA」)が加入する「PTA団体傷害保険」および「PTA賠償責任保険」(以下「PTA保険」)の適用に関し、申請・運用のルールを明確にし、公平かつ円滑な保険利用を図ることを目的とする。

## 第2条(保険の適用対象)

1.PTA保険は、下記のいずれかに該当する活動において発生した事故・損害に適用されるものとする。

- (1) 本校PTAが主催または共催する行事、活動
- (2) 本校PTAが後援する行事、活動のうち、必要と認められたもの
- (3) 本校PTAが関与する準備・片付け・移動等の関連行為

2.保険の適用対象者は下記の通りとする。

- (1) PTA会員(保護者および教職員)
- (2) 東田小学校に通学する児童
- (3) 会員と同居する家族
- (4) PTA本部より事前に認められた第三者

## 第3条(保障される範囲)

PTA保険により補償される主な内容は下記の通りとする。

- (1) 傷害保険:活動中に被ったケガ
- (2) 賠償責任保険:第三者に対する物損・人的被害に関する補償
- (3) 法律相談費用:事故発生に伴う法的相談への費用負担(※保険内容に準ずる)

## 第4条(保険利用の申告)

- (1) PTA保険の利用を希望する場合は、速やかにPTA本部に報告するものとする。
- (2) 保険の申請は、当該当事者本人またはPTA本部のいずれからでも可能とする。
- (3) 申請に必要な書類および詳細な手続きは、別紙「保険金請求手続きの流れ」に準ずる。

## 第5条(保険が適用されないケース)

下記の場合には、PTA保険の適用外となる。

- (1) 私的利用を目的とした活動中の事故
- (2) 飲酒または薬物の影響下での事故
- (3) 故意や重大な過失による損害

- (4) PTA活動と認められない非公式な集まりでの事故
- (5) 保険契約上、補償対象外と判断される事由
- (6) その他、本校PTA役員会が不適切と判断した事由

#### 第6条(PTAの責任範囲)

(1) 本校PTAは、保険制度の適切な運用に努めるが、保険会社による給付の可否・金額等についての責任を負わない。

(2) PTAは、保険申請手続きのサポートを行うものとし、被害者との個別の損害賠償には応じない。

#### 第7条(規約の改定)

本規約は、PTA本部の過半数の承認を経て行うことができる。

2026年3月1日 制定